(目的)

第1条 この条例は、市における暴力団排除について、基本理念を定め、及び市、市民、事業者等の責務を明らかにするとともに、暴力団排除を推進するために必要な措置等を定めることにより、暴力団排除に関する施策の総合的な推進を図り、もって市民が安心して安全に暮らせる地域社会を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

- **第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 市民 市内に住所を有する者及び市内に勤務し、在学し、又は滞在する者をいう。
 - (2) 事業者等 市の区域内において商業、工業その他の事業を営むもの並びに市の区域内に所 在する土地、建物等の所有者及び管理者をいう。
 - (3) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」 という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
 - (4) 暴力団員等 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力 団員と社会的に非難されるべき関係を有する者をいう。
 - (5) 暴力団排除 次条に規定する基本理念に基づき、暴力団員等による不当な行為を防止し、 及びこれにより市民生活又は市内の事業活動に生じる不当な影響を排除するための活動をいう。 (基本理念)
- 第3条 暴力団排除は、暴力団が市民生活及び市内の事業活動に不当な影響を及ぼしていることを 認識した上で、暴力団を恐れないこと、暴力団に資金を提供しないこと及び暴力団を利用しない ことを基本として、市、市民、事業者等が相互の連携及び協力により推進されなければならない。 (市の責務)
- 第4条 市は、市民及び事業者等(以下「市民等」という。)の協力を得るとともに、市を管轄する警察署(以下「警察署」という。)、県その他暴力団員等による不当な行為の防止を目的とする団体との連携を図りながら、暴力団排除に関する施策を総合的に推進するものとする。
- 2 市は、暴力団排除に資すると認められる情報を知ったときは、警察署、県その他暴力団員等に よる不当な行為の防止を目的とする団体に対し、当該情報を提供するものとする。

(市民等の責務)

第5条 市民は、暴力団排除に関する活動に自主的に、かつ、相互に連携及び協力を図って取り組

むとともに、市が推進する暴力団排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 事業者等は、その行う事業に関し、暴力団との一切の関係を遮断するよう努めるとともに、市 が推進する暴力団排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。
- 3 市民等は、暴力団排除に資すると認められる情報を知ったときは、市及び警察署に対し、当該 情報を提供するよう努めるものとする。

(市の事務及び事業における措置)

- 第6条 市は、公共工事その他の市の事務又は事業(以下「市の事務事業」という。)により暴力 団を利することとならないよう、暴力団員等を市が実施する入札に参加させない等の必要な措置 を講ずるものとする。
- 2 市は、市の事務事業に関する契約の相手方に対し、下請その他の当該契約に関する契約(以下 「下請契約等」という。)の相手方から暴力団員等を排除するために必要な措置を講ずるよう義 務付けるものとする。
- 3 市は、市の事務事業に関する契約の相手方に対し、当該契約に係る業務の遂行に当たって不当 要求行為を受けたとき、又は下請契約等の相手方が当該下請契約等に係る業務の遂行に当たって 不当要求行為を受けたことを知ったときは、市に報告するとともに、警察署に通報する等の必要 な協力を行うよう義務付けるものとする。
- 4 市は、市の事務事業に関する契約の相手方が、前項の規定に基づき当該契約において定められた義務に違反したときは、当該契約の相手方について、市が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。

(公の施設における措置)

- 第7条 市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者を含む。 次項において同じ。)は、同法第244条第1項に規定する公の施設(以下「公の施設」という。) の利用が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる利用と認めるときは、当 該公の施設の利用の承認又は許可を与えてはならない。
- 2 市は、公の施設の利用を承認し、又は許可した後に、当該公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる利用と認めたときは、当該公の施設の利用を停止し、 又は利用の承認若しくは許可を取り消すことができる。
- 3 市は、暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる団体を公の施設に係る 指定管理者に指定してはならない。

(市への不当要求行為に対する措置)

第8条 市は、市民等及び職員の安全と公務の適正かつ円滑な執行を確保するため、市への不当要求行為に対する統一的な対応方針を定め、不当要求行為を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

(市民等に対する支援等)

- 第9条 市は、市民等が暴力団排除のための活動に自主的に、かつ、相互に連携及び協力を図って 取り組むことができるよう、市民等に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。
- 2 市は、市民等が暴力団排除の重要性についての理解を深めるとともに、暴力団排除のための活動に自主的に、かつ、相互に連携及び協力を図って取り組むことができるよう、暴力団排除の気運を醸成するための集会を開催するなど、広報及び啓発を行うものとする。
- 3 市は、市民等が安心して暴力団排除のための活動に取り組むことができるよう、警察と緊密に 連携し、その安全の確保に配慮するものとする。

(青少年に対する教育等のための措置)

- 第10条 市は、その設置する学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する中学校又は中等教育学校をいう。次項において同じ。)において、その生徒が暴力団排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員等による犯罪の被害を受けないようにするための教育を行うものとする。
- 2 市は、前項に規定する教育の目的を達成するため、市内に所在する学校(市が設置するものを 除く。)又は青少年の育成に携わる者が青少年に対して教育、助言その他の適切な措置を講ずる ことができるよう、これらの者に対し、情報の提供その他の支援又は協力を行うものとする。

(暴力団の威力を利用することの禁止)

第11条 市民等は、債権の回収、紛争の解決等に関して暴力団員等を利用し、自己が暴力団と関係 あることを認識させて相手方を威圧する等、暴力団の威力を利用してはならない。

(利益の供与の禁止)

第12条 市民等は、暴力団の威力を利用し、又は暴力団の活動若しくは運営に協力する目的で、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対して金品その他の財産上の利益の供与をし、又はその申込み若しくは約束をしてはならない。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この条例は、平成24年10月1日から施行する。

附 則(平成24年12月21日条例第46号抄)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年12月20日条例第39号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。